

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、島田市営土地改良事業（農業基盤整備促進事業西原地区）の換地計画書を次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 縦覧場所

志太榛原農林事務所

2 縦覧期間

平成30年1月12日から平成30年2月8日まで